

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月9日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 平成30年度食器洗淨消毒・下膳委託業務
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地 国立療養所宮古南静園
- (5) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- (1) 全省庁統一資格において、「役務の提供・建物管理等各種保守管理或いはその他」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であり、かつ、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、当施設において定められた資格を有すること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては、当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321 内線217

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、国立療養所宮古南静園のホームページから入手するものとする。

尚、インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認めない。

交付期間:平成30年2月9日(金)～3月5日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日9時00分～17時00分までとする。

入手方法:国立療養所宮古南静園のホームページで入手可能

(アドレス: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/miyako)

交付場所:上記(1)の場所

(3) 競争参加資格確認書類、誓約書、申立書、自己申告書の提出期限

平成30年3月6日(火)17時00分

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年3月6日(火)16時00分までに電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年3月7日(水)14時30分まで持参すること。

(郵送の場合の受領期限も上記の日時まで必着とする)

開札は、平成30年3月7日(水)15時00分、国立療養所宮古南静園第三会議室で行う。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、別紙の暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による

別紙

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日
住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

入札説明書

国立療養所宮古南静園の特定政府調達に係わる入札公告（平成30年2月9日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1. 支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 47

2. 調達内容

- (1) 調達件名 平成30年度食器洗浄消毒・下膳委託業務
- (2) 数量・特質等 入札仕様書による
- (3) 履行場所 入札仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (5) 入札の方法

入札金額は総価で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。

- ① 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

- (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたもの。

- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前号各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 平成28年～平成30年度全省庁統一の一般競争参加資格において、開札時までに「役務の提供・建物管理等各種保守管理或いはその他」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては、当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年3月6日（火）16時00分

（電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

- ① 入札書の受領期限

平成30年3月7日（水）14時30分

（郵送の場合の受領期限も上記の日時までには必着とする）

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003

沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 庶務課会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321（内線217）

③ 入札書の提出方法

(イ) 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は照合）及び「平成230年3月7日開札〔国立療養所宮古南静園食器洗浄消毒・下膳委託業務入札書在中〕と朱書きしなければならない。なお、入札書と同時にその積算内訳も提出しなければならない。

(ロ) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

④ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の表書きに平成30年3月7日開札〔国立療養所宮古南静園食器洗浄消毒・下膳委託業務〕入札書在中の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（2）②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話差の他の方法による入札は認められない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② (1)③(ロ)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

③ 入札公告で定める資格の有無についての確認を受けていない者が提出した入札書は無効とする。

④ 所定の様式によらずまた捺印がない入札は無効とする。

⑤ 入札金額の記載が不明な入札書は無効とする。

⑥ 入札金額の記載を訂正した入札書は無効とする。

⑦ 競争参加者(代理人を含む。)の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札は無効とする。

⑧ 誤字・脱漏・汚染・塗沫等により文字が不明な入札書は無効とする。

⑨ 明らかに連合と認められるものは入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める

委任の手続を終了しておかなければならない。

技術資料の提出等入をシステム上でおいて行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続を完了させておくこと。

なお、電子調達入札においては、副代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札者以外の者の入札場への立入の禁止

入札者でない者は、入札会場へ立入ることができない。

5. 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年3月7日（水）15時00分

国立療養所宮古南静園第三会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に係る委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取り扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

(5) 再度入札後の入札取消し

再度入札をして、なお予定価格に達しないときは、この入札を打ち切ることができる。

(6) 入札金額

入札書に記載する書面上の金額は、消費税を含まない金額とする。

6. その他

(1) 競争手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明できる書類別紙4を平成30年3月6日(火)17時00分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求する要件のすべてを満たし、当該入札者の入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべきものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」をひかせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接「くじ」をひくことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- ④ 最低の入札価格が予定価格に比べて著しく低く、その価格によって契約することにより、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき、または、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは、会計法の規定に基づき落札者を決定しないことができる。

(4) 落札金額

入札書の記載金額に消費税(8%)相当額を加えた金額とする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書の案を交付するので記名捺印し7日以内に送付すること。
- ③ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を交付するので記名捺印し、まずその者が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ④ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ⑤ 支出負担行為担当官が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

(6) 代金内訳書の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に代金内訳書を提出すること。

(7) 支払条件

支払条件に関する詳細は、上記(4)の契約書に定めるものとする。

(8) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は随時受け付けるので不明な点等があれば4(1)②まで問い合わせること。

(9) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

●ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)

●ホームページ <https://www.geps.admix.go.jp/faq/all/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

II その他

1. その他の詳細規定

上記Iによるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知することとする。

2. 役務の保証

落札者は、役務契約について、自己に代わって自ら当該役務を保証する他の業者を保証人として立てなければならない。また、保証人は同一競争入札参加者又は支出負担行為担当官の承認を受けた者に限ることとする。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと指示したときは、この限りではない。

3. 異議の申し立て

入札をした者は、入札後この入札心得・仕様書・契約書(案)及び機器等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

4. 入札予定日は、変更することがある。

別紙1

入 札 書 (回 目)

件 名 平成30年度食器洗淨消毒・下膳委託業務

入 札 金 額 金 _____ 円也
(年総額)

仕様書、入札説明書及び契約書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平 成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(代表者)

代理人



支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

別紙2

委任状

私は、
委任します。

を代理人と定め、下記の入札に関する下記の権限を

記

1. 件 名 平成30年度食器洗浄消毒・下膳委託業務
2. 実 施 場 所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園
3. 代理人使用印鑑

代理人使用印

平成 年 月 日

委任者(住 所)
(商 号)
(氏 名)

⑨

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

別紙 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

住 所
商号又は氏名
代 表 者 名

㊞

電子調達案件の紙入札での参加について

貴園発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

別紙 4

競争参加資格確認関係資料

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 暴力団に該当しない旨の誓約書
- ③ 保険料納付に係る申立書
- ④ 厚生労働省所管法令違反等に係る自己申告書

平成 30 年度国立宮古南静園食器洗淨消毒・下膳業務委託仕様書

1. 目的

国立療養所宮古南静園における食器洗淨が良質で安全かつ衛生的に行われ、安定提供されることを目的とする。

2. 業務期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 履行場所

- ・施設名:国立療養所宮古南静園 給食棟
- ・所在地:宮古島市平良字島尻 888 番地

4. 国立療養所宮古南静園概要及び給食状況

- ・入所者数 62 名、保険診療入院 4 名（最高人員）尚、保険診療入院患者最高人員変更予定。
- ・一般舎 28 名(みどり含む人員)、不自由者棟 23 名、病棟 15 名(病棟入所者 11 名、保険診療 4 名)《平成 30 年 2 月 1 日現在》

5. 用語の意味

この仕様書において、国立療養所宮古南静園を「甲」といい、受託者を「乙」という。

6. 業務従事者の条件

業務従事者は次の条件を満たす者であること。

- ① 業務従事者は履行場所専任の常勤者とし、委託業務を確実に遂行出来る質的、数量的に十分な従事者を配置すること。また、指揮命令を行い業務統括する管理責任者を常時配置すること。
- ② 心身伴に健全で病院給食及び保健衛生について知識ならびに良識を兼ね備えた者であること。

7. 委託業務内容

乙にあたっては、以下すべて履行するものとする。

○下膳時間

	喫食開始 時間	下膳時間		
		病棟	不自由者棟	一般舎
朝食	7:30	9:30～		
昼食	12:00	13:20～		
夕食	17.30	18:20～		

○食器洗浄・下膳業務

(1).業務時間

毎日 9 時 30 分～19 時 30 分の間で食器等の下膳・洗浄消毒を必要とする時間。但し、園内給食業務に支障がある場合はこの限りではない。給食時間の変更があった場合は適宜対処するものとする。

(2)業務内容

①

1、下膳	<p>ア、食器等の下膳</p> <p>イ、残食の収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下膳車（ネスティングカート）で一般舎の各部屋、病棟、センターを下膳し、食器洗浄室まで運ぶ。 ・ 病棟、センターへ下膳車（ネスティングカート）を前もって持参する。 ・ 医学管理検食の下膳し、食器洗浄室まで運ぶ。 ・ 朝・昼・夕の残飯を所定の容器に入れ残飯庫へ持っていく
2、食器洗浄消毒	<p>ア、食器等の下洗い及び浸漬</p> <p>イ、食器送り</p> <p>ウ、食器受け</p> <p>エ、消毒及び保管</p> <p>オ、食器類の手洗い</p> <p>カ、食器等の漂白洗浄</p> <p>キ、洗浄機の洗剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器・トレーをモービルシンクに温水を入れ下洗い浸漬。 ・ 下洗いした食器・トレーを食器洗浄機にて洗浄する。 ・ 洗浄した食器類等を種類別に専用カゴに入れて、食器消毒保管庫に収納する。 ・ 食器等は食器消毒保管庫で収め 85～90℃約 1 時間以上で消毒を行う。 ・ 脂肪、油、蛋白質等の付着した汚れは、モービルシンクに温水にて一定時間浸し、手洗いにより完全に洗浄を行う。 ・ 種類別に浸漬し、水温 60～80℃で、20～30 分浸漬したあとに洗浄機にて洗浄する。 ・ 漂白しすぎると食器がいたみやすいので注意する。 ・ 洗浄機専用洗剤使用する

	ク、食器の破損、汚染による破棄について	<ul style="list-style-type: none"> 食器の破損、汚染によりやむをえず破棄する場合は、食器の種類、数量を示し、破棄前に承認を受けること。
3、食器洗浄消毒室の清掃	ア、洗浄機及び各機器類 イ、洗浄室 ウ、消毒庫の管理	<ul style="list-style-type: none"> 作業終了後、堆積した残滓及び付着物を除去し清掃のうえ点検整備し、月に1回又は、必要に応じて洗浄機の清掃を行う。 作業終了後は、整理整頓のうえ掃除・消毒を行い、常に清潔保持に留意し、特に食器消毒室の出入り口周辺は毎日掃除・消毒を行う。 食器消毒保管庫及び食器庫の内外は常に清掃し、清潔保持に留意する。また、食器消毒保管庫内の温度測定し正常に機能しているかチェックするとともに保管庫の取っ手などの消毒も行う。
4、下膳車の管理、消毒	ア、下膳車の洗浄・消毒	<ul style="list-style-type: none"> 下膳後、洗浄し消毒を行う。

1日平均下膳数約183食

②

業務時間	業務内容
9:30～ 10:30～	<ul style="list-style-type: none"> 昼使用分の食器とトレーを現場にだす。 朝食の(病棟、センター、一般舎)下膳。(ネスティングカートにトレー毎はさめて持ち帰る) 但し、一般舎は各部屋毎回収する。病棟、センターはネスティングカートにはさめてあるのでそのまま持ち帰る。 朝食の医学管理検食下膳行う。 昨日夕食の食器・トレーの洗浄及び食器消毒保管庫にて乾燥・消毒を行う。 清掃後片付け、モービルシンクに水入れその他準備をする。 朝食下膳したトレー、食器の種類毎シンクに浸漬し、食器に残っていた残食は生ごみ用専用入れ物に入れて生ゴミ専用室に保管する。 病棟、センターへ下膳車(ネスティングカート)を持っていく。

12:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・食器消毒保管庫の取っ手などの消毒実施 ・ 休憩時間
13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食の(病棟、センター、一般舎)下膳を朝食同様にを行う。 ・ 医学管理検食下膳を行う。
14:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食・昼食のトレー・食器の洗浄及び乾燥消毒を実施
15:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夕食の食器・トレーを現場にだす。
16:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食の食器・トレーを現場にだす。 ・ 食器消毒室の清掃・消毒、整理整頓 ・ 片付け、モービルシンクに水入れその他準備をする。
16:20～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病棟、センターへ下膳車（ネスティングカート）を持っていく。 ・ 病棟→センター→一般舎の順番に下膳をしてモービルシンクに浸漬し生ゴミは専用容器に入れて専用室へ入れとく。
18:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学管理検食下膳行う。 ・ 朝食の下膳のため病棟、センターへネスティングカートを持っていく。 ・ 作業終了後は、電気、水道の確認及び戸締まり確認する。
19:30	

③ 食器洗浄数

1日1食当たり約 59 名

朝→飯椀、汁、副菜 2 品（パン食の方は飯椀の代わりに皿）、トレー

昼→飯椀、副菜 4 品（汁・フルーツがあるときは副菜の数に含む）、トレー

夕→飯椀、副菜 4 品（汁・フルーツがあるときは副菜の数に含む）、トレー

④ 食器類及び機械の取り扱い保全

- ・業務に関しては、建物設備及び物品に対して善良な管理を行わなければならない。
- ・食器類や機器は常に丁寧且つ清潔に扱い、食器洗浄室等の清掃、整理整頓に心がけ、安全保持、衛生保持に努める。
- ・食器類や機器の洗浄にはスポンジタワシを使用し、金タワシは使用しない。
- ・毎日の作業終了したら電源等の確認をすること。特に火気の取り扱いには十分注意すること。
- ・使用中の機器に異常を認めた場合は速やかに報告を行うこと。

8. 基本事項

管理責任者(以下「乙」という)は業務の実施にあたり、善良な管理者の注意を払うとともに関係法令に基づき次の事項を遵守しなければならない。

- ① 乙は当園が示す、「業務要領」に基づき忠実に実践すること。
- ② 乙は作業時間を遵守し、指定した作業内容を決められた時間内に終了させること。
また、衛生管理の詳細については「業務要領」によるものとする。
- ③ 乙は食器等の細菌汚染防止等の衛生管理に努めること。
尚、衛生管理の詳細は「業務要領」によるものとする。
- ④ 乙は食器洗浄業務を理解して定期的に、安全かつ衛生管理の知識を有するとともに食器洗浄に係る機器の取り扱いを熟知した業務従事者を配置すること。
- ⑤ 乙は、業務従事者に対して定期的に、安全・衛生及び技術面の教育をすること。
 - 1)業務従事者は、常に衣服、頭髮、手指、爪等の清潔保持に留意すること。
 - 2)業務従事者は、就業前、用便後、休憩・休息後は、その都度手指の洗浄・消毒を行うこと。
- ⑥ 乙は、業務従事者を変更しようとする時も、安全・衛生及び技術面の教育をすること。
- ⑦ 乙は、業務従事者に、言語、行動等には十分留意させ、入所者・患者・職員等に不快感を与えないようにさせること。
- ⑧ 乙は、業務従事者に、業務に関係のない場所に立ち入らないように指導すること。
- ⑨ 乙は、業務従事者の園内での行為について全ての責任を負うものとし、業務上で負傷又は死亡したときにおいても同様とすること。
- ⑩ 乙は業務従事者を変更する場合、業務に支障を来たさぬよう引継ぎに万全を期すること。
- ⑪ 乙は、業務従事者の服務規律の維持に責任を負うこと。
- ⑫ 乙及び業務従事者は、園内秩序の保持に努めなければならない。
- ⑬ 乙は、契約満了又は解除に伴い業務を引き続く時は、当園の運営に支障がないよう十分な内容をもって引き継ぎを行うこと。
- ⑭ 乙及び業務従事者は、食器洗浄消毒室入室時において、手洗い及び消毒、マスク着用、履物の履き替え、着衣の交換を行うこと。尚、手洗いを遵守し、食中毒予防に努めること。

9. 施設管理等

- ① 契約期間中は業務従事者に対し、当園の指定する控え室及び資機材置き場を無償貸与する。
- ② 乙は貸与を受けた施設・設備・器具等を業務従事目的以外に使用してはならない。
但し、当園経理責任者の承諾を受けた場合はその限りではない。
- ③ 当園の保有する施設・設備及び器具等を使用する場合、細心の注意をもって使用すること。

- ④ 甲から貸与された施設・設備・器具等について、乙には善良な管理者としての注意義務があり、万一、滅失または破損した場合にはその価格の全部または一部を損害賠償しなければならない。

10. 管理責任者

- ① 乙は、業務従事者の条件で示した責任者を選任し、甲に通知すること。
- ② 乙が選任する管理責任者は、各業務に関し相当な知識及び経験を有する者とする。
- ③ 乙が選任する管理責任者は、次の業務を行うものとする。
- (1) 業務従事者を指揮・監督し、必要な教育を行うこと。
 - (2) 甲と円滑な業務運営のための協議、連絡を行うこと。
 - (3) 業務請負契約書第2条に定める施設その他当園の施設、設備及び備品等の破損、異常等の発見及び事故等発生したときは直ちに監督者に報告し、指示を仰ぐこと。
 - (4) 業務請負契約書第2条に定める施設については、善良なる管理を行うこと。
 - (5) 業務従事者又はその同居者、家族等が次の疾病に罹患した場合(下痢・嘔吐等の症状を呈した疑いのある場合も含む)は、甲へ直ちに報告し業務に従事させないこと。

11. その他共通事項

- ① 乙は次のあげる帳票を業務場所に備え、開示ができるように整えておくこと。
また、園側から開示を求められた場合は速やかに提示すること。
- ・業務の標準作業計画書
 - ・受託業務従事者名簿及び勤務表
 - ・食器洗浄・消毒業務日誌
 - ・園からの連絡等とその連絡等への対応結果を残した帳票
- ② 衛生に関する研修会(食中毒及び感染等)の年間計画をたて園側へ提示すること。
- ③ 乙は万一の場合に備えて賠償責任保険へ加入していること。(写しを提出すること)
- ④ 衣服、履物に関する事項
- ・衣類及び履物は清潔等衛生管理には最善の注意を払うこと。
 - ・制服及び履物は清潔感を損なわないものにする。
 - ・衣類、履物は汚れが目立つ白っぽい色を着用すること。
 - ・衣類及び履物の洗濯費用は乙で負担すること。
 - ・衣類に必ず名札を装着させること。(会社名、氏名、顔写真入り)
- ⑤ 乙は業務を円滑に遂行するため、業務従事者を頻繁に替えることがないよう努め、やむなく業務従事者を変更する場合は変更 1 か月前までに甲へ通知するものとする。
- ⑥ 乙は、業務従事者が勤務状態不良、その他の理由にて業務に支障を来す恐れがあ

る場合は、改善をするものとする。

- ⑦ 乙は業務従事者の健康診断を年 1 回以上、検便(赤痢菌、サルモノラ、腸炎ビブリオ、病原性大腸菌 O-157、O-26 を含む細菌検査)を月 1 回実施し、その実施結果を速やかに甲に報告すること。
- ⑧ 乙は常に業務従事者の健康に留意し、業務従事者又はその同居者、家族等が次の疾病に罹患した者(下痢・嘔吐等の症状を呈した疑いのある場合も含む)に従事させてはならない。
 - I.赤痢(疫病も含む)、腸チフス、パラチフス、コレラ、ジフテリア、猩紅熱、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、解放性結核、その他の伝染病。
 - II.伝染病の保菌者
 - III.化膿性創傷
 - IV.検便による細菌保菌者及び虫卵保有者。
- ⑨ 乙は業務従事者に契約書及び仕様書に基づき業務を行わせるとともに、安全衛生に十分注意させなければなせない。そのため食器洗浄・下膳業務における品質管理・安全管理に勤めていること。
- ⑩ 乙は、当園の業務活動実施の遂行等に於いて法令等を遵守し誠実に行動するものとし、当園の業務活動で得たデータ等の記録保存や取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正な行為等を行ってはならない。
- ⑪ 乙は業務の実施に先立ち、配置する業務従事者の検便(細菌検査)検査結果を当園に提出しなければならない。業務従事者を変更する場合も同様とする。
- ⑫ 乙は当園の建物・設備・備品等の破損、異常の発見及び事故が発生した時は直ちに甲に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑬ 園内、園外の事故により受託業者の遂行が困難になった場合の体制が整っていること。
- ⑭ 乙は、園の特殊性を鑑み、台風時等に於いても業務を遂行で出来る事。
- ⑮ その他、この仕様書に定めがない事項であっても、当該業務を遂行するうえで当然行うべき事項はこれを実施するものとし、疑義が生じた場合は甲乙双方で協議して決定する。
- ⑯ ①～⑮に記載してある項目について契約途中において遵守できないことが生じた場合は、契約解除を行うこともある。
- ⑰ 本契約の満了または、解除に伴い業務を引き継ぐ(引渡し)時は、当園の運営に支障のないよう十分な時間及び内容を持って引き継ぎを行うこと。

12. 経費の負担区分

委任者	乙
-----	---

<ul style="list-style-type: none"> ・調理機器の購入費 ・食器及び調理器具類の購入費 ・貸与機器の修繕費 ・防虫及び防鼠等の害虫駆除費 ・業務上使用する水道及び光熱費。 ・洗剤等の消耗資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の人件費・法定福利費・保健衛生費(健康診断、検便検査等) ・食器洗浄・消毒業務に必要な被服類の購入費及び洗濯費。《作業用白衣上下(衛生区域及び非衛生区域別)、ヘアーネット、帽子、靴(区域毎)エプロン》 ・従事者が使用する雑貨、文房具及び救急薬品の購入。 ・乙が行う研修に関する費用。 ・業務完了報告書等必要関係書類に関する費用。 ・乙に帰すべき理由による破損の費用。
---	--

13 業務要領

(1) 食器洗浄・消毒・下膳業務

- ① 食器、トレイ、食器籠等の洗浄を行い種類別に分別し、洗浄の確認を行い食器食毒庫の指定場所に収納にて 85～90℃30 分以上で消毒する。）
- ② 前もって指定された時間にネスティングカート(下膳車)を病棟と不自由者棟へ持っていく。
- ③ 指定された時間に下膳を行なう。病棟及び不自由者棟はネスティングカートに下膳してあるものをそのまま返送を行なう。但し、一般舎は部屋毎に下膳していく。
- ④ 下膳車は下膳終了後、清掃・消毒を毎行なう。
- ⑤ 食器の下膳、残飯の処理と容器の洗浄、消毒を毎日行なう。
- ⑥ 洗浄に係わる機器類(洗浄機、乾燥庫等)は終了後に洗浄、消毒を行い保持に努める。
- ⑦ 洗浄室の床、壁及び前室の清掃、消毒を毎日行う。
- ⑧ 下膳処理に伴う残飯等は排水に流さないこと。

(2) 衛生管理基準

- ① 業務開始前及び工程毎の手洗いはマニュアルに従い入念に 2 度洗い実施し消毒を行う。個人別衛生管理表に記載した後、業務を開始する。尚、健康管理に於いて体温も記載すること。
- ② 当該業務で使用した機械、器具等は使用后洗浄し消毒液で消毒・殺菌処理を行う。
- ③ 作業後は使用機械等に堆積した塵芥や付着物を除去し、洗浄、清掃及び消毒を行うこと。
 - *シンク、食器洗浄機は洗浄後、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)を使用し殺菌処理する。
- ④ 作業終了後は当該業務で使用した食材置場、残飯置場等の床及び壁面の塵芥処理、

清掃及び消毒を行い、清潔を保持し衛生管理に努めること。

⑤ 作業後は水道、機器の電源等の点検を必ず行うこと。

(3) ゴミ処理要領

① 食器洗浄業務で排出された廃棄物(生ゴミ、燃えるゴミ、)は分別を行い食器洗浄室専用集積室へ運搬する。尚、下膳ででた残飯は食器洗浄専用集積室へ運搬する。

ア. 生ゴミ、燃えるゴミは指定の容器(ビニール袋あり)に入れること。

イ. 燃えるゴミは指定の容器(ビニール袋あり)に入れること。

ウ. 不燃物は分別し指定の容器に入れること。

エ. ゴミ・バケツと蓋は毎日洗浄消毒すること。

オ. ゴミ置場については月に1回以上清掃すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、食器洗浄消毒・下膳委託業務 (以下「業務」という。) の請負に関し、
下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第 3 条 契約金額は、 円 (うち消費税額及び地方消費税額金 円)、月 円
(うち消費税額及び地方消費税額金 円) とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法
第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た額
である。

(契約期間及び場所)

第 4 条 この契約の契約期間及び履行場所は次のとおりとする。

契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

履行場所 国立療養所宮古南静園

(庁舎内施設等の使用)

第 5 条 甲は、乙が本契約により業務を行ううえで必要な施設及び設備を、契約期間中において、国
有財産の一時使用許可の手続により無償で乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供された施設等の防火、衛生について善良な管理を行い、目的以外に使用し
てはならない。

(契約保証金)

第 6 条 この契約の保証金は、免除する。

(監督)

第 7 条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を
させることができる。

(検査)

第 8 条 乙は、実施した作業の内容その他の必要事項を別に定める日誌に記録し、その都度甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行うものとする。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。

4 乙は、第 2 項の検査に合格しないときは、甲が指定する期限までに再点検の業務を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第 9 条 乙は、月の初日から末日までの業務について、第 7 条に定める検査に合格したときは、第 3 条に定める 1 ヶ月の代金を所定に手続により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第 10 条 甲は、乙が第 5 条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年 5.0 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第 11 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第 9 条第 2 項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年 2.7 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第 2 3 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第 13 条 乙が第 2 5 条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第 14 条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものと

する。

(費用負担)

第15条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることがすることはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第18条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第20条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一

部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第21条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第22条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認められた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（契約の解除等）

第23条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 第33条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(瑕疵担保)

第35条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争等の解決方法)

第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

乙

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園

事務長 大石 和男 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園

事務長 大石 和男 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園

事務長 大石 和男 殿

名称

代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

委託業務担当者の事故発生時の対応手順

国立療養所宮古南静園で業務の委託を請け負って、園で常時委託業務に従事する担当者の安全確保と事故予防を図るため、事故が発生した場合の対応について「委託業務担当者の事故発生時の対応手順」（以下「手順」という。）を次のとおり定める。

1. 委託業務の管理責任者及び管理担当者

委託業務の管理責任者及び管理担当者を次のとおり定める。

【管理責任者】事務長

【管理担当者】食器洗浄消毒・下膳委託業務 庶務班長 内 線（210）
PHS（532）

2. 委託業務担当者の事故報告

園内で委託業務に常時従事する委託業務担当者は、事故が発生した場合は単独で事故を処理することなく、園の管理担当者に報告することとする。

3. 管理担当者の事故報告

所管する職場の委託業務担当者より事故発生の報告を受けた管理担当者は、事故の状況を管理責任者に報告し、その対応について指示を仰ぐこととする。

4. 管理責任者の指示

①管理責任者は事故の発生状況を園長に報告し、事故の内容によって指示を受ける必要がある場合は指示を仰ぐことができるものとする。

②園長は事故の内容によって指示する必要がある場合は、管理責任者に指示する事ができるものとする。

③管理責任者は事故に対する対応について、管理担当者に指示することとする。

5. 管理担当者の対応

管理担当者は、委託業務責任者に事故の発生を連絡するとともに、管理責任者の指示に基づき事故に対する処理を委託業務責任者に報告することとする。

6. 委託業務責任者の対応

①委託業務責任者は管理担当者の報告に基づき、自社従業員の事故に対する処理を迅速に行い、その結果について管理担当者に報告することとする。

②委託業務担当者は委託業務責任者の指示に従い、事故に対する処理を適切に行うように心がけることとする。

③事故により委託業務担当者が委託業務に常時従事する事ができない場合は、園の運営に支障が生じないよう代替に従事させる等の対策を講ずることとする。

④委託業務担当者が交替する場合は、管理担当者の了承を得て委託業務責任者の責において業務の引継を行うものとする。

7. 手順の遵守

管理責任者、管理担当者及び委託業務責任者はこの手順の遵守し、園内で常時委託業務に従事する担当者の安全を確保するとともに事故防止を図るため、業務内容及び安全対策について協議することができるものとする。

保険料納付に係る申立書（案）

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

厚生労働省所管法令等にかかる自己申告書（案）

下記の内容について誓約致します。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿